

## 【庁内事業調査 結果報告書】

# I. 調査の概要

## (1) 調査の目的

平成28年度に策定した「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」（以下「改訂第2次プラン」）の計画期間終了にあたり、各課の事業の実施状況を把握するとともに、第3次プラン策定に向けた今後の方針等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

- ・ 調査方法 : 調査票による記述式
- ・ 調査期間 : 令和2年12月18日～令和3年1月22日

## (2) 「改訂第2次プラン」について

「課題」★重点課題

課題 1 : 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

★課題 2 : ワーク・ライフ・バランスの推進

★課題 3 : あらゆる分野に参画する機会の確保

★課題 4 : 防災における男女共同参画の推進

課題 5 : 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題 6 : 性への理解と生涯を通じた健康の支援

★課題 7 : 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

課題 8 : 推進体制の強化

## (3) 担当別評価について

「担当課評価」を下記のように分類（1事業で複数担当部署あり）

全145事業（うち 統合1事業、評価なし1事業）

- A（十分達成） : 86 事業
- B（ある程度達成） : 55 事業
- C（達成が不十分） : 2 事業  
（計 143事業）

※D（見直しが必要）及びE（その他）の評価はなし。

【「改訂第2次プラン」で実施した事業の評価】

	全体	課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8
A (十分達成)	86	13	13	3	3	15	5	23	11
B (ある程度達成)	55	9	11	4	8	2	6	10	5
C (達成が不十分)	2	1	0	0	0	0	0	1	0
D (見直しが必要)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E (その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	143	23	24	7	11	17	11	34	16

(注)全145事業のうち、統合が1事業、評価なしが1事業あるため、計143事業

#### (4) 「今後の方針」について

「今後の方針」を下記のように分類（1事業で複数担当部署あり）

全145事業(内 統合1事業、未定3事業)

- 現状維持：129 事業
- 強化：6 事業
- 縮小：0 事業
- 終了：5 事業
- 新規：1 事業

(計 141事業)

【第3次プランに向けた事業の今後の方針】

	全体	課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8
現状維持	129	22	21	6	9	15	10	32	14
強化	6	0	1	0	2	1	1	0	1
縮小	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終了	5	0	2	1	0	0	0	2	0
新規	1	0	0	1	0	0	0	0	0
計	141	22	24	8	11	16	11	34	15

※全145事業のうち、統合が1事業、未定が3事業あるため、計141事業

#### (5) その他

事業移管により担当部署が変更。

(旧) 多様性社会推進課 → (新) こども家庭支援センター

課題7：1-3-1

## Ⅱ. 調査結果

### 課題 1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

#### 施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します

#### 基本事業① 男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。	中央図書館	・男女共同参画に関する資料の購入、浦安市や千葉県で発行した行政資料を受け入れし、市民への資料提供や情報提供などを行い、市民に役立つ蔵書を構築するように努めました。	A	資料の収集・提供に際し、固定的な性別役割分担を助長する内容にならないよう配慮し、男女共同参画事業への理解を促しました。	現状維持	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。
		多様性社会推進課	男女共同参画に関する図書の充実を図るとともに、幅広い分野の図書を購入し貸出を行いました。 購入冊数 83冊 蔵書数計1,114冊 貸出95人	A	時代の変化、流れを把握し、男女共同参画の推進に資するものや市民のニーズに添った資料を収集・提供しました。	現状維持	1-1-①の1と2、1-1-③-2と3を統合し、ルピナスで図書や資料の収集を行うほか、広報紙及びホームページ等インターネットを活用し、きめ細やかな情報発信を推進します。
図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。	中央図書館	中央図書館は、大規模改修工事により休館していました。分館では、6月の男女共同参画週間に合わせてミニ展示を行いました。	A	男女共同参画やジェンダーに関する資料を展示することで、男女共同参画事業への理解を促しました。	現状維持	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。
		多様性社会推進課	男女共同参画に関する関連資料を閲覧に供したほか、図書コーナーを利用し男女共同参画週間等にあわせ、関連図書の特集や新着本の案内を行う等、男女共同参画について意識啓発を意識した展示を行いました。	B	男女共同参画週間について、広報うらやす、市役所電光掲示板での掲示を行いました。男女共同参画センター利用者以外にも広報活動を強化することが必要です。	現状維持	1-1-①の1と2、1-1-③-2と3を統合し、ルピナスで図書や資料の収集を行うほか、広報紙及びホームページ等インターネットを活用し、きめ細やかな情報発信を推進します。

## 基本事業② メディア・リテラシー向上の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	中央図書館	・例年開催の「図書館利用講座」(検索機(OPAC)の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶ講座)は中央図書館の大規模改修による休館等により中止としました。 ・「創業支援セミナー」創業予定者や中小企業者、ビジネスマンの方に、創業や新事業進出に際して必要な知識を学んでもらうセミナーを11回開催しました。(商工観光課、浦安商工会議所、日本政策金融公庫との共催)	A	男女が共に参加できる事業であり、情報提供において、参加者に対する性別の偏りは見られませんでした。	現状維持	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。
子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	例年、小・中学生を対象にカウンター体験など図書館の仕事を体験し、図書館への理解を深めるとともに、蔵書の探し方などを学び、図書館の利用を促進する講座「図書館クラブ」を開催していますが、令和元年度は、中央図書館大規模改修工事のため、講座の実施はありませんでした。	A	講座は、男女ともに参加しやすい内容であり、参加者の性別の偏りなく、図書館の仕事を体験し、図書館への理解を深めてもらいました。	現状維持	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。
メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い方等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	・児童生徒の情報活用能力を育成するため、コンピュータをはじめとするICT機器を活用した授業を1学級あたり月平均29回程度行った。 ・小学校17校においてインターネットを活用する際の留意事項に関する学習、中学校9校においては、技術科で情報の扱い方に関する学習を行い、情報活用についての指導を進められる体制を整えた。	B	・ICT機器を活用した授業時数が増加しており、児童生徒の情報活用能力の育成のため、ICT機器の活用が増えている。そのため、情報モラル教育の重要性を考え、学校にてメディア・リテラシーを高める教育も進められるようになったため、一定の効果があったと判定した。	現状維持	小・中学校において、スマートフォンやコンピュータを利用した情報の扱い方やSNS等の利用の仕方も含めて、発達段階に応じた教育を実施する。

## 基本事業③ 市民や事業者等に向けた情報発信の強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画情報紙の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報紙を発行します。また、関連講座の開催時に参加者に配布します。	多様性社会推進課	うらやすP-Life男女共同参画ニュース ①災害時に起こり得る問題と対策を考えよう ②LGBTとスポーツをめぐる現状 誰もがスポーツを楽しむために知っておきたいことを新聞折込にて配布するとともに、関連講座の参加者に配布しました。 発行部数 各号45,000部	A	男女共同参画推進のため、様々な情報を発信することを目的に、うらやすP-Life男女共同参画ニュースを年2回発行しました。公共施設への設置、講座での配布をはじめ新聞折り込みや個別ポスティングの方法で多くの市民に情報提供を行いました。	現状維持	継続して行うとともに、情報誌の認知度をあげるための取組みを行います。
広報紙及びホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報を広報紙及びホームページ等のインターネットを活用し発信します。	多様性社会推進課	講座の開催や男女共同参画週間等のキャンペーン等、男女共同参画に関する情報を広報やホームページ、ミニコミ誌等を利用し掲載しました。また、公共施設や関連部署へのチラシ、ポスターの掲載を通じ、市民に広く情報を提供しました。	A	広報紙やホームページを利用して情報発信を行うにあたり、より多くの情報の提供ができるよう、ホームページの記事を整理し、見やすいページとなるよう構成や内容の見直し・整理を行いました。	現状維持	1-1-①の1と2、1-1-③-2と3を統合し、ルピナスで図書や資料の収集を行うほか、広報紙及びホームページ等インターネットを活用し、きめ細やかな情報発信を推進します。
あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細やかな情報発信を推進します。	多様性社会推進課	市内の高齢者や障がい者、外国人の方等への情報発信として、広報紙では英語版や声の広報、ホームページでは音声読み上げや字の拡大機能等の充足を図りました。	A	市内の高齢者や障がい者、外国人の方等への情報発信として、広報紙では英語版や声の広報、ホームページでは音声読み上げや字の拡大機能等の充足を図りました。令和2年度に創設した「パートナーシップ宣誓制度」については、英語、中国語、ハングル語に対応した情報発信を行った。	現状維持	1-1-①の1と2、1-1-③-2と3を統合し、ルピナスで図書や資料の収集を行うほか、広報紙及びホームページ等インターネットを活用し、きめ細やかな情報発信を推進します。

施策の方向2 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します

基本事業① 市民を対象とした講座の開催

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画への理解を深める講座等の開催	性別役割分業、女性の自立・エンパワメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	公民館	<p>&lt;中央公民館&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育てソーシャルミーティング」5回、120人、・「産前産後パパママセミナー」8回104人</li> <li>&lt;堀江公民館&gt;</li> <li>・「南・舞浜小学校合同家庭教育学級」13回、154人、・「子育て支援講座パパママ応援」8回、61人、・女性セミナー「率直に伝えるコミュニケーション」2回、17人</li> <li>&lt;富岡公民館&gt;</li> <li>・「富岡・見明川・浦安幼稚園合同子育てミーティング」17回、218人、・「初夏を楽しむ「さわやかランチ」を作ってみよう！」男性対象、1回2人</li> <li>&lt;当代島公民館&gt;</li> <li>・「男子厨房に入ってみよう！」対象：男性、1回、7人</li> <li>&lt;日の出公民館&gt;</li> <li>・「いきいきWOMANのためのYOGA/リラクゼーション」3回、41人、・「日の出女性セミナー こころとカラダのトリセツ&amp;対策ケア」1回、18人、・「男性のための気軽に始まる片付け講座」3回、17人</li> <li>&lt;高洲公民館&gt;</li> <li>・「お母さん&amp;女性応援講座」6回、56人</li> <li>・「“性別”って何だろう～見えない、見せないしんどさを抱える子どもに寄り添う～」1回13人 ■課題8-1-②と同様</li> </ul>	A	<p>各公民館独自の講座を開催した、特に子育て関係は参加者も多く、夫婦を対象にした講座を実施したことから性別役割分業について理解を深めることができた。また、性的少数派への理解では、中学生1年生とその子供たちをとりまく、保護者、教師を対象に出前講座を行い、一定の効果があった。公民館全体として、男女共同参画についてまんべんなく事業を行うことはできなかったが、ある程度達していると判断しBとした。</p> <p>※現在(令和2年度)は新型コロナの影響で、講座が中止が多い</p>	現状維持	今後も、性別役割分業、女性の自立・エンパワメント、人権問題、デートDV、性的少数派への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催する。
		市民大学	<p>令和元年度開講講座の1つとして「うらや私のらしいライフキャリアを考える一統・このまちで活躍する私を描く」(全12回・各回90分)を実施しました。女性の自立・活躍推進を目的とした市民活動団体の代表者をコーディネーターとして招き、「協働」の観点から女性のライフキャリアについて学ば様々な授業を展開しました。</p> <p>講座実施期間：令和元年6月18日(火)～同12月10日(火)</p> <p>受講生数：8名(定員25名)</p> <p>満足度：100%(全12回のアンケート結果平均値)</p>	A	<p>毎回講座後に行うアンケートの満足度が高く、市民への男女共同参画の理解を深めることができたと判定した。</p> <p>※令和2年度は、新型コロナウィルスの影響によりすべての講座を中止とした。</p>	未定	まちづくり活動プラザ運営検討委員会の中で市民大学の今後の方針を検討するため未定。
		生涯学習課	<p>・生涯学習課では、各課より挙げられた出前講座メニューをまとめて市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っています。</p> <p>男女共同参画に関する講座は以下のとおりです。</p> <p>・浦安市の男女共同参画について男女共同参画に関する講座は令和元年度において情報提供をしましたが、申請はありませんでした。</p>	C	<p>平成29年度、30年度、令和元年度とも情報提供をしましたが、出前講座に関する申請はありませんでした。広報・PRの手段を再検討すべきと思われます。</p>	現状維持	出前講座に関する情報提供は続け、関係課と連携しながら、周知方法及び開催方法などを検証していきます。
		多様性社会推進課	<p>【開催講座】</p> <p>男女共同参画推進講座 「人生100年時代の女性学講座～育児後のセカンドチャンスをつかむために」163名(定員60名)</p> <p>◆ルピナスセミナー(定員20名)</p> <p>◆みんなで考える起業—近年の動向と成功のためのヒント」16名、「あなたの“キャリア”を活かす再就職支援講座」14名、「後悔しないための離婚の法律知識」17名、「“性別”って何だろう～見えない/見せないしんどさを抱える子どもに寄り添う」13名</p> <p>◆ルピナスゼミ(定員20名)</p> <p>知って学んで考えよう！男女共同参画「心の負担を半分にする家事分担術～がんばりすぎない家事」15名、「女性差別撤廃条約と私たち」4名</p>	B	<p>R2</p> <p>男女共同参画推進講座 参加者：33名(定員45名)</p> <p>ルピナスセミナー・ルピナスゼミ 新型コロナ感染防止のため中止。</p>	現状維持	性別役割分業、女性の自立・エンパワメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。

## 基本事業② 市職員を対象とした研修の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課	女性リーダーの育成を目的に、自治大学校へ職員を1名派遣しました。	A	自治大学校及び千葉県自治研修センターに職員を派遣することによって、十分な理解をえる機会をつくることができました。	現状維持	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。
		多様性社会推進課	「男女共同参画社会づくりの現状とこれから」 寺村 絵里子氏 (明海大学経済学部教授) 主に新規採用職員 54名	A	男女共同参画の現状と課題、行政が取り組むことについて、講習会を実施しました。男女共同参画について理解を深めるとともに、改訂第2次プランの狙いと具体的な施策・事業について確認することができました。  R2「男女共同参画社会の現状と課題」寺村 絵里子氏(明海大学経済学部教授)係長、主任主事級職員 52名	現状維持	「具体的な取り組み」を「職員への意識啓発」に変更し、職員に対して情報提供や講習を行い、意識啓発を図ります。

## 施策の方向3 次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します

### 基本事業① 発達段階に応じた男女平等教育の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課	保育園、幼稚園・認定こども園では、園児への言葉かけで、ジェンダーに関わる言葉を使わないようにしたり、保育環境において色の選択に配慮するなど、男女平等教育の推進につなげました。 幼稚園・認定こども園では、園服の色が男女別であることについて、保護者アンケートを実施するなど、検討を重ねました。	A	幼稚園・認定こども園の園服の色については、保護者アンケート等も踏まえ、令和2年度より園服の色を一色に統一しました。(保護者の負担を踏まえ、移行期間を2年間設け、令和4年度には、全園児が同一の園服を着用することとなります。)	現状維持	引き続き、保育園、幼稚園・認定こども園では、園児への言葉かけで、ジェンダーに関わる言葉を使わないようにしたり、保育環境において色の選択に配慮するなど、男女平等教育の推進につなげていきます。
		指導課	学校の教育活動において、道徳教育を中心として、男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図った。男女共同参画センターと共催事業である「人権公民ノート」の編集委員会では、市内中学校9校から代表生徒が集まり、人権擁護委員とともに「人権公民ノート」のコラムを作成した。	B	学校の教育活動全体をとおして、道徳教育を中心とした男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図った。男女共同参画センターと共催事業である「人権公民ノート」の編集委員会で、人権の諸課題について考え、コラムを掲載した人権公民ノートを市内全中学校3年生に配付し、男女平等教育を推進し、一定の効果があつたと判定した。	現状維持	小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。
キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	令和元年度の中学校の職場体験の実施状況としては9校中9校が実施した。 小学校では職場見学だけを実施した学校が8校、体験を伴う職場見学が3校、学校内に企業や地域人材等を招いて行う講話や実技体験を行った学校が6校あり、17校中17校が職業に直接かかわる体験活動を実施した。	B	キャリア教育研修会を年2回開催し、キャリア教育の推進や、中学校区ごとで職業に直接かかわる体験活動についての情報共有を行った。そうすることで各小中学校の職場体験学習に対する意識向上につながったことから、一定の効果があつたと判定した。	現状維持	小中学校では、地域の職場を学習の場として体験的な学習を引き続き実施していく。また、キャリア教育研修会を年2回開催し、各学校のキャリア教育連携プランを見直すことでキャリア教育の充実に努めていく。
次世代リーダーの育成	小学校児童や中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	指導課	市立中学校の生徒27名を対象に、ふるさと浦安を担うリーダーとしての資質・能力の向上を図ることを目的に、地元で活躍している人等の講話の聴講や体験活動、集団討議などの研修を行った。	B	事業終了後に行ったアンケートによると、「(事業について)どのように評価するか」という問いに対して保護者、教員とも肯定的な意見が70%を超えており、塾生にも「充実していた」という意見が大半をしめることから、一定の事業成果があつたものと判定した。	現状維持	市立各中学校の生徒会活動と連携を図りながら引き続き研修を実施していく。ふるさと浦安を担うリーダー育成としては、地元で活躍している人やリーダー育成に尽力している方を講師とし、生徒の資質能力の向上に努めていく。

## 基本事業② 子どもの成長段階にあわせた性教育の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるような発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育安全課	小学校16校、中学校7校において実施した。未実施の3校については3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。	B	発達段階に応じた性と生命にかかる講話を行うことで、将来に向けて「いのち」や自分自身を大切にすることを図ることができた。自校の教職員からではなく、外部の専門家から話を聴くことで、児童生徒の意識の受容を促すことができた。	現状維持	予算措置の状況を見据え、児童生徒が「いのち」に関する諸問題に対して、必要かつ適切な行動が取れるよう引き続き、実施していく。
性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課					上記「性教育の実施」に統合する。
保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	保健体育安全課	令和元年12月19日(木) 15:00～16:30 市役所S4～6 学校保健会健康教育講演会「こどもの成長と睡眠」 当日参加95名中、保護者参加59名 講師 順天堂大学医療看護部 教授 櫻井 しのぶ氏	B	各小中学校の健康課題で一番多いテーマが「睡眠」であり、保護者の関心も高く、睡眠が身体や心を与える影響が大きいことをわかりやすく講義をしていただいた。	現状維持	同じく健康課題の一つである、スマートフォンやネット等の「依存症」についても保護者の関心が高いため、今後は、「依存症」も含め、保護者等の要望に応じた議題を提供していきたい。

## 基本事業③ 教職員を対象とした研修の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	市立各小中学校の学校人権教育担当を対象に、8月に研修会を行った。内容は、児童虐待防止・早期発見についてや県学校人権教育研究協議会の伝達として、①学校人権教育の推進②性同一性障害や性指向・性自認に係る児童生徒への対応についてである。	B	「浦安市学校教育指導の指針」に「学校人権教育」の重点目標を定め、発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図る研修を行ったことで、教員の意識の向上を図ることができたことから一定の成果があったと判定した。	現状維持	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施する。



## 課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します

#### 基本事業① 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
育児休業等取得しやすい環境の整備	育児休業等に関する資料を配布し、取得手続きや経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課	グループウェアのキャビネットで制度の周知をはかるとともに、窓口での説明を徹底しました。また、育児休業制度等については新規採用職員研修にて説明を行いました。	B	窓口での説明等については、本人だけではなく所属に対しても説明を行い、制度の周知を図ることができました。また、育児休業取得者は増加してきたため、一定の効果が見込むことができたと考えます。	現状維持	育児休業等に関する資料を配布し、取得手続きや経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。
男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	配偶者の分べんのための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介し、また、特別休暇取得率を広く公表します。	人事課	令和元年度については、庁内報の原稿依頼・作成準備を行いました。年度内に掲載をすることができませんでした。特別休暇取得率については「浦安市特定事業主行動計画」において、公表をしました。	A	庁内報の作成、掲示を通じて配偶者の分べんのための特別休暇の周知が徹底され、取得率は87.5%～100%と高い割合となっているため、十分な効果があつたと考えます。	現状維持	配偶者の分べんのための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介します。また、特別休暇取得率を広く公表します。
時間外等勤務の縮減	毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	人事課	毎週水曜日のノー残業デーに金曜日を追加し(10月より)実施しました。定時退庁日を確保することで、職員の活力低下の防止と公務効率の維持向上が図りました。 長時間勤務者においては、医師等による面接を実施するとともに、所属長に対しても職員の健康確保における指導を行うことで、長時間勤務による健康障害の防止を図りました。	B	ノー残業デーに関するアンケート調査結果により、概ね80%の職員がノー残業デーに定時退庁できていることがわかりました。また、長時間勤務者への医師等の面接実施により、職員の健康確保も図られているため、一定の効果が見込むことができたと考えます。	現状維持	ノー残業デーの実施により職員の定時退庁および時間外勤務削減の意識向上を図り、また、所属長においても時間外勤務の管理監督を徹底させることで、健康障害を 방지、健康維持やワークライフバランスの充実に結びつくよう取り組んでいきます。

#### 基本事業② 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及・啓発	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行います。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行う。
男性の育児・介護休業取得率向上に向けた普及・啓発	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行います。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行う。
長時間労働削減に向けた普及・啓発	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行います。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行う。

### 基本事業③ 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを、企業等の表彰の審査基準に盛り込むことを検討します。	商工観光課	令和元年度においても、優良企業表彰を実施し、優良企業賞1社、優良商店賞1社、地域貢献活性化賞1社の合計3社を表彰しました。うち、優良企業賞を受賞した「株式会社ケイユー」については、「代表者と従業員の良好な関係性」も受賞理由となっています。	A	毎年表彰を実施し、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みなど、模範的な企業や商店の取り組みを市民に広く周知することができたため、十分な効果ありと判定しました。	現状維持	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを、企業等の表彰の審査基準に盛り込むことを検討していく。
アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。	商工観光課	事業運営上の様々な課題に関して、適当な専門家に無料で相談できる「中小企業経営等アドバイザー派遣制度」を運用し、令和元年度については、12事業者にアドバイザーを派遣しました。(派遣回数22回)	A	市内事業者に対して、事業運営に係る様々なアドバイスを行い、問題解決につなげることができたため、十分な効果ありと判定した。	現状維持	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援する。

### 施策の方向2 就業継続に向け保育や子育てを支援します

#### 基本事業① 男女が共に就業継続できる育児支援の充実

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
保育事業の充実	待機児童の解消を目指し、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。また、事業所内保育施設設置・運営支援等の情報提供を行います。	保育幼稚園課	・私立認可保育所7園、私立小規模保育所2園を整備しました。また、小規模保育所への認可化移行1園の手続きを行い、待機児童数が142名から34名に減少しました。	A	・平成29年度当初、保育所が27園、小規模保育所1園でしたが、令和2年10月末現在、保育所40園、小規模保育所7園に増やすことができました。	現状維持	・状況に応じて民間の認可保育所等の整備について検討します。
幼稚園型認定こども園での育児支援の拡充	幼稚園型認定こども園を増やします。	保育幼稚園課	・公立幼稚園2園(神明認定こども園、入船南認定こども園)を幼稚園型認定こども園に移行しました。	A	・平成28年度末に8園だった認定こども園を、令和元年度末までに3園移行し11園としました。	終了	・残る3幼稚園については、一時預かり事業を行っていることから、認定こども園への移行はしないこととしました。
児童育成クラブ事業の充実	児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から4年生までの児童を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供しました。また、「放課後うらっこクラブ」として、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」との一体的な運営を進め、放課後の居場所を提供しました。	A	令和2年度から入会範囲を6年生まで拡大するとともに、学校と協力をしながら、待機児童ゼロを実現することができた。	現状維持	引き続き、「放課後うらっこクラブ」として、今後も学校、保護者、地域の方々との協力をしながら、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の効果的な運用を進めていきます。

基本事業② 家庭・地域で担う子育て支援の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
地域での子育て支援	子育て家族支援者養成講座の開催、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども課	子育て・家族支援者養成講座を2回開催し、新たに51名が認定者となった。	A	国の定める子育て支援員研修を実施し、一時保育やファミリー・サポート・センターまかせて会員など、子育て支援の担い手を育成することができ、ファミリー・サポート・センター事業では、受け入れ枠を確保しつつ、会員相互の援助活動により、子育て家庭の支援を充実させることができています。	現状維持	子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と、行いたい方(まかせて会員)の相互援助活動である、ファミリーサポートセンター事業の実施により、地域での子育て家庭の育児を支援します。
多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産などで休息や息抜きが必要なとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	こども課	子育て短期支援事業を、市川市の施設において行い、延143泊の利用があった。	A	身近に子どもを預けることができる親族等がいない市民にとってのセーフティーネットとしての機能を果たすことができています。こども家庭支援センターとも連携し、児童虐待に至る前の育児疲れの解消策としても機能しています。また、令和2年11月より実施施設を浦安市内の施設に変更しており、利便性の向上が図られています。	現状維持	保護者の病気、出産、育児疲れ等、一時的に子どもの養育が困難になった時に、保護者に代わり子どもを養育する、子育て短期支援事業を実施します。
		こども家庭支援センター	保護者が出産後や病気などで一時的に家事や育児ができない時で、周りからの支援が見込めない家庭に、家事や保育のお手伝いをするエンゼルヘルパーを派遣しました。令和元年度延べ派遣件数1,027件	A	保育事業の充実やファミリーサポートセンター事業の活用等により、利用者の選択も増えたことにより、本事業の利用数は約1,100件程度で推移している。	現状維持	保護者が出産後や病気などで一時的に家事や育児ができない家庭に対し、保護者・こどもの家事・育児の不安解消となるよう、今後も引き続きエンゼルヘルパーを派遣する。
小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢交流促進事業、青少年館での居場所づくり事業の充実を図ります。	青少年課	「放課後うらっこクラブ」として、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室(旧放課後異年齢交流促進事業)」との一体的な運営を進め、放課後の居場所を提供し、多くの児童に利用いただいた。(利用人数、143,739人) 青少年館では自発的な学習やスポーツ、音楽等の体験活動を実施し、青少年の交流や仲間づくりの場を提供しました。 利用数 42,504人 (内訳)小学生 17,859人、中学生 13,014人、高校生 7,424人、23歳未満(学生・社会人) 2,177人 その他 2,030人	A	「放課後うらっこクラブ」として、放課後に安全な環境のなかで、多様な活動が行える場を提供することができました。 青少年館について、青少年の仲間づくりや青少年同士の交流を行える場及び青少年が自発的に学習、趣味等の活動が行える場を提供することができました。	現状維持	引き続き、「放課後うらっこクラブ」として、今後も学校、保護者、地域の方々と協力をしながら、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の効果的な運用を進めていきます。 青少年館について、設置目的である「思いやりや創造性のある青少年の育成」を達成していくため、青少年館運営委員会や地域の団体と連携を図り、さまざまな事業を実施していきます。

施策の方向3 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

基本事業① 女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
職業能力の開発等の講座開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催します。	商工観光課	再就職に向けた支援が求められる就職活動中の女性に支援を行うため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、令和元年10月23日に「女性のための再就職支援セミナー」を開催しました(8名参加)。	B	参加者アンケートにおいて、参考になったという回答が、非常に多かったが、参加者が少数であったため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催する。また、開催にあたっては、ホームページ及び広報誌、チラシによる周知を徹底していく。
キャリアアップや再就職等の相談の実施・充実	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等などの就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	商工観光課	市内在住・在勤の方を対象として、雇用・労働に関する相談に対して専門相談員(社会保険労務士)による相談を年24回(月2回開催)実施しました。また、キャリアコンサルタント資格を有する方を就労支援アドバイザーとして雇用し、地域職業相談室に週3日配置し就労相談を行いました。	A	延べ相談者数は、平成29年度298人、平成30年度335人、令和元年度280人と需要の高い取り組みであり、毎年多くの相談を実施していることから、十分な効果ありと判定した。	現状維持	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等などの就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施する。
多様な働き方に関する情報提供	パートタイム、派遣労働や、在宅ワークなどのSOHO、フリーランスなど、さまざまな働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	パートタイム、派遣労働や、在宅ワークなどのSOHO、フリーランスなど、さまざまな働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行う。

基本事業② 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
仕事と家庭の両立に向けた講座開催	仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて仕事と家庭生活の両立に関する講座や男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館	<中央公民館> ・「わたしらしく頑張るすぎない育児復帰」対象:子育て中の女性2人 ■課題8-1-②と同様 <美浜公民館> ・「産後復帰講座フォローアップ」1回,9人	B	講座数は少ないが元町(中央公民館)、中町(美浜公民館)で実施した。参加者数は少ないが、十分な理解に繋がったと判定しBとした。 ※現在(令和2年度)は新型コロナウイルスの影響で、講座が中止が多い	現状維持	仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて仕事と家庭生活の両立に関する講座や男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。
		多様性社会推進課	1-2-1と同じ 【開催講座】 男女共同参画推進講座 「人生100年時代の女性学講座～育児後のセカンドチャンスをつかむために」63名(定員60名) ◆ルピナスセミナー(定員20名) 「みんなで考える起業—近年の動向と成功のためのヒント」16名、「あなたの“キャリア”を活かす再就職支援講座」14名、「後悔しないための離婚の法律知識」17名、「“性別”って何だろう～見えない/見せないしんどさを抱える子どもに寄り添う」13名 ◆ルピナスゼミ(定員20名) 知って学んで考えよう! 男女共同参画「心の負担を半分にする家事分担術～がんばりすぎない家事」15名、「女性差別撤廃条約と私たち」4名	B	性別役割分担意識や女性の家事育児負担、男性の働き方などについて現状や問題を把握するための講座を開催し、仕事と家庭の両立に向けた意識啓発を行いました。	強化	男性も参加できる内容の講座も企画し開催していきます。

基本事業② 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進（続き）

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	母子保健課	ウェルカム!!ベビークラス回数 11コース/年(3回1コース、9月2月は2回1コース)※新型コロナウイルス感染症の影響から3月コース開催中止。 参加者 妊婦(実)285人、(延)648人、パートナー(実)233人、(延)233人 ※対象 初妊婦677人、参加率42.1%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦とそのパートナーを対象にウェルカム!!ベビークラスを実施。第1回目、2回目は妊婦を対象に妊娠期から出産、新生児の特徴、産後の生活について講義、第3回目はパートナーと2人で参加し沐浴実践や妊婦疑似体験、産後の生活の変化について講義。妊婦同士の交流の場、友達作りのきっかけづくりに加え、産後の生活を夫婦で考えるきっかけづくりを促した。またフォローが必要な妊婦については地区担当保健師とともにフォローしている。	現状維持	今後も感染症対策を講じつつ、妊婦らが参加しやすいような環境づくりをしていく。夫婦で産後の生活や育児についてより考えていけるきっかけづくりになるようにワークや視覚媒体を取り入れながら内容を充実させていく。
子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども課	子育て中の方がどなたでも手に取ることができるよう、7,000冊を作成・配布した。	A	男女にかかわらず、妊娠期を含む子育て中のすべての保護者に対する情報を提供する内容にしておき、市役所、各公民館、児童センター等で配布し、どなたでも手に取ることができるようになっている。	現状維持	引き続き、妊娠期を含む子育て中のすべての保護者に対し、子育てに関わる情報を提供する子育てハンドブックを作成・配布する。
介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	介護保険制度やサービス内容、介護サービスの利用方法などを説明したパンフレットを作成し周知を図った。 窓口や介護保険被保険者証を送付の際に同封した他、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターにおいても、介護保険関係の相談時に活用していただいた。	B	介護サービスを実際に利用する(必要となった)方は、ほとんどの方が介護保険課や地域包括支援センターに相談や問合せをされるため、その時点で周知はできている。 しかしながら、親が健在でまだ介護サービスを必要としない人の大半は無関心であるため、今後も介護サービスを必要となった方が、迷わず介護保険制度を理解できるよう周知活動を行う必要がある。	現状維持	今後も介護保険制度やサービス内容、介護サービスの利用方法を説明したパンフレットを作成し周知を図っていく。 窓口や地域包括支援センターにおける相談時に活用し周知を図る。

基本事業③ 地域での役割を担うための啓発の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	市民参加推進課	令和元年度においては以下の事業を市民活動センターの主催で実施した。 ・若者のための夏休みボランティアプログラム数:37(受入れ団体数:27)、参加者:246人 ・まちづくり講座 テーマ:「事例に学ぶ市民活動 はじめの一步から次の一步へ」、参加者:延べ80人 ・第18回市民活動フェスティバル2019 参加団体:展示31団体 パフォーマンス:10団体、参加者:3,191人 ・うらやすNPOウィーク2020～市民活動に出会う日 参加団体:展示15団体 ワークショップ:12団体、参加者:延べ568人 ・つなぐプロジェクト 提案プログラム数:41団体 70プログラム、連携事業件数:12件	B	各事業において、継続して参加団体・参加者数を確保できたため、一定の効果があつたものと判定した。	終了	取組内容について、男女共同参画との関わりがあまり見られないことから、次期プランへの掲載については、担当課と調整をさせてもらいたい。

### 課題3. あらゆる分野に参画する機会の確保

#### 施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

##### 基本事業① 市役所における女性活躍の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
性別にかたよりのない職場環境の整備	行政事務職の女性採用試験の申込者数を40%以上にするように周知を図ります。	人事課	ホームページに育児を行い仕事と家庭を両立する女性職員からのメッセージを掲載し、女性が働きやすい、活躍できる職場であること広報しました。なお、令和元年度から申込用紙の性別記入欄を削除したため、割合をだすことはできませんでした。	B	ホームページや、職員採用パンフレットを通じて女性が魅力を感じられるよう広報を行うことができました。しかし、女性採用試験申込者数の目標を達成することはできませんでした。	新規	行政事務職の女性の採用者数の割合を40%以上にするように周知を図ります。
女性が活躍できる職場環境の整備	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介します。また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	人事課	令和元年度については、庁内報の原稿依頼・作成準備を行いました。年度内に掲載をすることができませんでした。なお、派遣研修については、自治大学校に女性職員を1名派遣しました。	A	女性職員の意欲向上のための庁内報の作成をほぼ毎年行いました。また、派遣研修については自治大学校、千葉県自治研修センターへ女性職員を派遣し、女性職員の意識向上に働きかけることができました。	現状維持	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介します。また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。
各役職段階の職員の女性割合の把握・公表	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	人事課	係長級以上の女性職員の割合を把握し、「浦安市特定事業主行動計画」において、係長級以上の女性職員の割合を公表しました。令和元年度における係長級以上の女性職員の割合は33%となりました。	A	能力・実力主義に基づいた適材適所の人事配置を行いました。	現状維持	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。

##### 基本事業② 事業者における女性活躍の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
女性活躍やポジティブアクションに関する普及・啓発	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、市内で女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信に努めます。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、市内で女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信を行う。

## 施策の方向2 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します

### 基本事業① 地域活動における男女共同参画の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
地域活動への参加促進	あらゆるひとが、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	地域振興課	転入者へ市内自治会加入を促すことを目的とした自治会案内を作成し配布を行った。また、自治会連合会、自治会に対して活動運営補助金を交付した。	—	自治会加入促進及び自治会活動支援のための補助金交付事業については、住民の自主的な活動を助けることを目的としており、性別の枠組みを意識しているものではない。したがって評価判定は未記入とするものである。	現状維持	今後引き続きこれらの事業は継続していく。性別の隔たりなく、住民の自主的な地域活動を支援していきたい。
		市民参加推進課	・市民活動センターのホームページにて、センターが主催で行っている事業や登録されている団体の詳細、助成金の情報などを公開しています。 ・年6回偶数月に広報誌として市民活動センターだより「つ・な・ぐ」を発行し、市内の市民活動の状況等をお知らせしています。 ・市民活動センターより月に2回(毎月5日・20日)登録者に対し、メールマガジンを配信しています。	B	市民活動センターホームページやメールマガジン、広報誌の発行により、市民活動に関する様々な情報発信を行うことで、団体の地域活動への参加を促進できたため。	終了	取組内容について、男女共同参画との関わりがあまり見られないことから、次期プランへの掲載については、担当課と調整をさせてもらいたい。

## 施策の方向3 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります

### 基本事業① 審議会等における女性委員割合の向上

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
委員の女性割合の向上	審議会等への女性の参画を促し、女性委員割合の向上を図ります。	市民参加推進課	・委員総数908名中、女性委員は315名(34.7%) ・公募委員数57名中、女性委員は26名(45.6%) ・審議会等総数54団体中、女性委員を含む審議会は52団体(96.3%) (令和2年3月末現在)	A	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に規定している「女性委員の構成比率を3割以上とすること」を満たしているため。	現状維持	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に基づき、審議会等の女性委員の構成比率を3割以上確保するとともに、今後も女性登用を促していく。
公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を拡大します。	市民参加推進課	・委員総数908名中、公募委員57名(6.3%) ・審議会等総数54団体中、公募委員を含む審議会18団体(33.3%) (令和2年3月末現在)	B	平成31年3月末と比べて、委員総数に占める公募委員の割合が増加したため。	現状維持	公募委員を含んでいない審議会等については、法令に基づく場合や専門性が高いものであり、新たな公募委員の登用を図っていくことは困難な状況にある。今後も、「浦安市審議会等の委員選任に係る基準」に基づき、可能な限り積極的な公募委員の登用を促していく。

## 課題4. 防災における男女共同参画の推進

### 施策の方向1 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します

#### 基本事業① 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画センターによる防災情報の提供	男女共同参画センターが発行する情報紙において特集記事を組み、災害発生等緊急時の対応や行動マニュアル等についての情報を発信します。	多様性社会推進課	うらやすP-Life男女共同参画ニュース第20号「災害時に起こり得る問題と対策を考えよう」を新聞折込にて配布しました。発行部数 45,000部	B	災害時の問題や課題の解決については、男女共同参画の視点が必要であり、定期的な啓発が必要であることから、令和元年度発行の「うらやすP-Life男女共同参画ニュース」vol.20において特集しました。	強化	危機管理課と連携して男女共同参画の視点での防災・復興施策の意義を啓発する情報を発信していきます。
地域防災計画の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、地域防災計画を見直します。	危機管理課	令和元年度は地域防災計画の見直しは実施しなかった。令和2年度の見直しに向けて、素案を検討した。	B	地域防災計画において、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮すると記載していることから判定した。	現状維持	令和2年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」等を参考に引き続き、男女共同参画の視点を踏まえながら、計画作成に取り組む。
自主防災組織への女性の参画の支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	危機管理課	平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換が行われた。	B	自主防災組織連絡協議会の意見交換において、男女が参加し、それぞれの視点で意見交換が行われた。	現状維持	平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換を行う。
女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部総務課	本部付け女性団員から、女性分団へ組織改革を実施した。災害対応時における居住地を中心とした活動分団への編成を実施した。	A	女性団員が災害活動において活躍できる環境を整えつつ、今後具体的に市民ニーズに沿った活動を構築することが必須となるが、事業内容に対し、十分な効果があったと評価できる。	強化	今後は、災害発生時の女性団員の具体的な活動について取り組んでいく必要があり、地域防災の中核的役割として自主防災組織と連携しながら女性ならではの活躍を強化する。

#### 基本事業② 男女が共に防災に参画するための啓発の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	危機管理課	各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行った。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨説明を行った。	B	各自主防災組織が実施する訓練等の中で、危機管理監や防災課職員による講話を行ったところ、女性の参加が一定数あったことから判定した。	現状維持	各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行う。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨の説明を行う。
防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員研修を実施します。	危機管理課	首都直下地震等が発生した場合の初動期における災害対策本部の各対策部職員及び地域住民の対応力向上を図ることを目的に、令和元年8月24日(土)に令和元年度浦安市実践型訓練を総括対策部等の男女117名の参加により実施した。	B	平成29年度～令和元年度浦安市実践型訓練について、いずれも女性の参加が一定数あったことから判定した。 〈訓練参加者〉 平成29年度:男女310名 平成30年度:男女108名 令和元年度:男女117名	現状維持	引き続き、男女参画の視点を踏まえながら防災についての職員研修、及び訓練を行う。



施策の方向2 あらゆる人に配慮した防災体制を確立します

基本事業① あらゆる人に配慮した防災体制の整備

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	・広報うらやす(日本語版・英語版・声の広報)、行政情報番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、Twitterなどさまざまな媒体を通じて情報を発信しました。	A	毎月2回(1日、15日)発行の広報紙に加え英字広報、行政情報番組、市ホームページ、Twitter、重要なお知らせメールサービスを通じて男女共同参画に関するイベント・講座・お知らせ等を周知しました。特にコロナ禍において、感染した方のプライバシーや人権への配慮の呼びかけを行いました。	現状維持	引き続き、男女共同参画に関する情報を広報紙(英字含む)行政情報番組、市ホームページ、Twitter、重要なお知らせメールサービスなどさまざまな媒体を通じて情報発信を行います。終息の目処が立たないコロナ禍での感染者へのプライバシー、人権への配慮の呼びかけを行います。
災害時の外国人住民への支援の促進	災害時における外国人住民を支援するためのボランティアを養成するための講座を開催します。	地域振興課	浦安市国際交流協会と浦安在住外国人会との共催により、災害時への備えの充実を図るため、災害時に外国人市民を支援するためのボランティアを養成する講座を開催した。受講者:延べ70人	A	アンケートにおいて、回答者全員が「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答しており、十分な効果があったと判定した。また、今回は学生(男女)の参加もあり、グループワークでは熟議が展開され、若者の活躍が印象的だった。	現状維持	引き続き、災害時における外国人住民を支援するためのボランティアを養成するため、浦安市の特性(在留資格や国籍等)に応じた講座内容としたい。
支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	介護保険課	災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、避難行動要支援者名簿を作成しています。 名簿登録者のうち同意のあった方については年1回、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。 令和元年度の名簿提供同意者数は次のとおりです。 要介護3～5:612人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:164人、要介護1・2:1277人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:212人、療育手帳OA及びA:91人、精神障害者保健福祉手帳1級:17人、65歳以上高齢者のみの世帯152人、合計2,525人	B	災害時に避難に支援が必要な方を把握し、地域での共助の輪に伝達することで、日頃からの備えに寄与しています。 なお、名簿の提供は同意のあった要支援者のみとしており、提供先には個人情報の取り扱いに関して注意を促しています。	現状維持	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。
		障がい福祉課	同上	B	同上	現状維持	同上
		高齢者福祉課	同上	B	同上	現状維持	同上

## 課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

### 施策の方向1 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します

#### 基本事業① 外国人のための生活情報の提供

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
外国語による情報発信の推進	広報紙およびホームページ等、外国語での情報を発信します。	広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回英字広報「City News うらや」を発行し、各公共施設で配布しました。</li> <li>市ホームページにおいて、多言語翻訳機能による発信を行いました。(英語・中国語・韓国語・タガログ語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語)</li> </ul>	A	英字広報は外国人アドバイザーとともに外国人が求めている情報を厳選し内容を掲載しています。また、訳した英語に間違いがないか確認を行い必要な情報を確実に届けられるよう工夫しています。市ホームページでは多言語翻訳機能による発信を行い外国人の方でも理解できるようにしています。	現状維持	英字広報では、外国人が求める情報を見極めて掲載していく。引き続き外国人アドバイザーと協力し、必要な情報を届けていきます。市ホームページでは細かな翻訳ミスが見受けられるため、翻訳の質の向上を目指していきます。
外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域振興課	外国人にも住みやすいまちづくりを推進するため、外国人相談アドバイザーが日本語に不慣れな外国人に多言語で生活情報の提供や生活上の問題などの相談に応じた。相談件数:500件	A	日頃から相談アドバイザーが在住外国人に関する制度情報を理解し、相談者に合った対応(必要な支援機関等つなぐなど)ができ、課題解決のサポートにもつながった。また、令和2年度から国際センターにも外国人相談窓口を新設し、相談体制の充実を図った。さらに、国際センターのホームページや、チラシ等で新型コロナ	現状維持	今後も、市と国際センターなどの関係機関が連携を図りながら、相談者の課題解決をサポートしていき、相談者に合った対応ができるよう体制を整え、外国人に必要な情報を多言語で発信していく。  次期プランでは、具体的な取り組みを「外国人相談窓口の充実や生活情報の提供」とし、取組

基本事業② 多文化への理解を深めるための事業の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
国際交流の推進	国際センターを拠点として、国際交流を推進します。	地域振興課	多文化共生のまちづくりを推進するため、多文化共生講座や国際センターフェスティバルを開催した。  (主な事業実績) ・多文化共生連続講座(計4回) 述べ67人 ・子どものための多文化理解講座(計2回) 述べ47人 ・国際センターフェスティバル 述べ191人	A	アンケートからも理解度・満足度が高く、今後の多文化共生社会への取り組み方や心構えなどを意識づけられたことが伺えたため、十分な効果があったと判定した。	現状維持	多文化共生講座や国際センターフェスティバルを通して、国籍に関係なく共に安心して暮らしていけるよう、理解の促進を図る。  具体的な取り組み及び取り組みの内容にある「国際交流」を「多文化共生」に変更する。
国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるために、市民に対して講座を開催します。	地域振興課	市職員への多文化共生についての意識啓発を図ることを目的に、研修会を実施した。 参加者 43人	A	アンケートでは、多文化共生施策への理解度、必要性を認識する職員の割合高かったことから、十分な効果があったと判定した。 令和2年度においては、オンラインにより、外国人に伝わりやすい「やさしい日本語講習会」を実施し、外国人支援につなげていく。	現状維持	これから外国人の定住化が進むにつれ、生活に密着した相談対応へのニーズが高まっていくことから、このような講習会を継続的に行い、受講者の所属で実践できるよう多文化共生への意識啓発を図りたい。  具体的な取り組みを「多文化共生講座の開催」、取り組みの内容を「多文化共生への理解を深めるため、市職員に対して講座を開催します。」に変更する。
		公民館	<中央公民館> ・「日本語教室初級」10回38人 <当代島公民館> ・「イタリア文化講座～ナポリ編」2回28人、 ・「イタリア文化講座～カンパニア編」2回26人 <高洲公民館> ・「家庭でできる！ 本場イタリア料理教室」2回31人、 ・「オリンピックで使う！ おもてなし英会話」4回51人	B	国の偏りはあるが、一つひとつの事業に対して参加者が多く、一定の効果があったと判断しBとした。 ※現在(令和2年度)は新型コロナの影響で、講座が中止が多い	現状維持	多文化への理解を深めるために、市民に対して講座を開催します。
		市民大学	令和元年度開講講座の1つとして「世界との出会い We are with youーグローバルな視点に根ざしたうらやまづくりに向けてー」(全19回・各回90分)を実施しました。世界において広く活動されている方々を講師として招き、「協働」の観点から世界の文化との出会いの実像や意味などについて学ぶ様々な授業を展開しました。 講座実施期間: 令和元年6月21日(金)～令和2年2月21日(金) 受講生数: 58名(定員40名) 満足度: 97%(全19回のアンケート結果平均値)	A	毎回講座後に行うアンケートの満足度が高く、市民への多文化への理解を深めることができた」と判定した。	未定	まちづくり活動プラザ運営検討委員会の中で市民大学校の今後の方針を検討するため未定。

施策の方向2 若者の社会参画と自立を支援します

基本事業① 若者へのキャリア形成の支援

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
若者層の就職状況の把握	アンケート調査や就職相談、セミナー等を通じて、若年層の就職状況を調査します。	商工観光課	・いちかわ・うらやす若者サポートステーションのサテライトを地域職業相談室に設置し、若者向けの相談を実施しました(月2回の開催)。 ・働かないお子さんを持つ保護者の方に向けた講演会を令和元年10月26日に開催(参加者33人)、支援機関職員や学校関係者1に向けた「若者の就労支援に関する勉強会」を令和元年12月19日に開催しました(参加者17人)。	A	講演会等では、毎回一定の参加実績がある。また、アンケート結果から参考になったという意見が多いため、十分な効果ありと判定しました。	現状維持	アンケート調査や就職相談、セミナー等を通じて、若年層の就職状況を調査する。

### 施策の方向3 ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します

#### 基本事業① 自立のための生活支援の充実

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども課	従来、市で助成を受けるためには原則、住民基本台帳の登録が必要であり、災害やDV等で転出の手続きをせず避難した方は、助成ができない状況であった。しかし、令和元年度にひとり親家庭住宅手当及び子ども医療費助成の条例を改定し、要件を緩和したことにより上記の方も含めて支援できるようになった。	A	左記のとおり、やむを得ない理由で対象外となっている方に焦点を当てて、支給対象にするなど、制度の改善を図っているため。	現状維持	引き続きひとり親家庭を取り巻く環境の変化を見定めつつ、社会情勢や法律の改正などに適切に対応していく。
ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	母子・父子自立支援員3名を配置し、ひとり親家庭の生活等の相談に応じる。また、自立に必要な指導・助言を行う。平成30年度相談件数2,413件から令和元年度では相談件数が3,256件と増えた。	A	ひとり親家庭のしおり等での案内や毎年度、児童扶養手当受給者へ「ひとり親だより」を同封し、ひとり親の相談及び就労支援事業等の啓発等を行うことで相談件数の増加に繋がった。	現状維持	ひとり親家庭の相談については、相談を必要とする人への周知を充実させ相談事業の運営を行っていく。

#### 基本事業② 社会参画のための就労支援の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	ひとり親家庭の自立促進のため、年3回パソコン教室や就労支援講座を開催した。令和元年度教室・講座延べ参加者数22人	B	講座内容により参加人数の変動があり、定員に対して半数の参加率となるものもあるが、参加者アンケートでは講座の内容については評価を得ており事業効果があると判定した。	現状維持	引き続き、ひとり親家庭の受講ニーズに応じた就労支援講座を継続していく。

### 施策の方向4 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します

#### 基本事業① 高齢者支援事業の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者福祉課	令和元年度は、入会説明会の中止や一部の就業先において就業休止となるなど、新型コロナウイルスの影響が見られましたが、前年と比較し、正会員数362名と1名増加しました。就業延人員や配分金についても震災前の水準にまで回復するには至っていませんが、前年と比較し、増加する結果となりました。	A	会員となっている高齢者の経験や能力、希望に応じて就業の機会を提供しています。高齢者の就労の場を確保、提供することにより、生きがいの充実と福祉増進に寄与しています。	現状維持	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。
高齢者に関わる相談の実施	高齢者の介護に関して、専門家による相談を実施します。	中央地域包括支援センター	保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を受け付けました。令和元年度 地域包括支援センター相談件数 介護保険その他保健福祉サービスに関すること 11,406件 権利擁護(成年後見制度)に関すること 433件 高齢者虐待に関すること 1,289件 合計 13128件	A	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、保健・医療・福祉・介護を含めた総合的な支援をおこなうとともに、フォーマルだけでなく、インフォーマルなサービスも含め、対象者の状況に合わせた包括的なサービスの調整、また、加齢による変化に応じた継続的な関わりを行うことができた。	現状維持	高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を行うことができるように支援を行うため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が高齢者のあらゆる相談に対応します。

基本事業② 障がい者支援事業の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の就労や雇用が円滑に行われることを目的に、障がい者就労支援センターの運営を委託し、障がい者の就労相談や離職者支援、職場定着支援、ハローワーク等関係機関や就職面接への同行支援を行った。</li> <li>ワークステーションにおいて、特例子会社2社と就労継続支援B型の運営事業所に行政財産の使用を許可し、就労等の場を確保した。</li> </ul>	A	就労支援、就労等の場の確保に十分な効果があった。	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員の人数を増やすことにより、障がい者就労支援センターの相談機能の強化を図る。</li> <li>特例子会社には市民の雇用率についての努力目標を設け、市民の雇用を促進する。</li> </ul>
障がい者に関わる相談の実施	窓口や電話等において、障がい者に関わる相談を実施します。	障がい福祉課	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。</p> <p>令和2年3月末現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は3,126人で前年度より6人増、療育手帳は832人で50人増、精神障害者保健福祉手帳は1,188人で129人増となり、障がいのある人やその家族の多くは、健康や将来のこと、日常生活のことなどについて、不安や悩みを抱えながら生活しています。</p> <p>その不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制を整え、課題解決に取り組みました。</p>	A	障がいのある人やその家族の不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安や不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制を整え、相談された課題の多くについて、解決が図られた。	強化	<p>市だけでなく、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。</p> <p>地域の相談支援体制については、相談の多様性を考慮した重層的な体制づくりが求められており、新たな相談支援事業所の参入と相談支援専門員等の人材の確保・質の向上を図ることも必要です。</p> <p>専門性が求められる相談については、基幹相談支援センターが相談支援の実務に関する助言や専門的支援を行うとともに、定期的に連携会議や事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的に包括的な相談支援や、関係機関とのコーディネーター、権利擁護等を行う「中核地域生活支援センター」と連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。</p>
障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課	市立幼稚園・認定こども園14園で、支援が必要な園児89名に対して、24名の補助教員、8名の支援員を配置し、教育の充実を図りました。公設公営保育園7園で、支援が必要な園児42名に対して26名の加配保育士を配置し保育の充実を図りました。	A	補助教員や加配職員を配置したことにより、保育、教育の充実を図ることができました。また、支援の必要な児に適正な支援を行うことで一定の効果が現れ成長が見られました。	現状維持	支援を必要とする園児は年々増加傾向にあります。補助教員、加配保育士の確保と適正な配置が継続できるよう職員の募集など随時行い、必要に応じて適正に配置できるようにしていきます。
	同上	指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の特別支援学級は令和元年度東小学校に設置し、17校中12校となり、在籍児童数は131名となっている。</li> <li>中学校の特別支援学級は、市立全中学校(9校)への設置が完了しており、在籍生徒数は55名となっている。</li> <li>令和元年度は、北部小学校、美浜南小学校、浦安中学校の特別支援学級増により、学びやすさを考慮した環境面の充実を図った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の特別支援学級は、令和元年度東小学校、令和2年度舞浜小学校に設置しました。全17校中13校に設置し、目標値76%を達成した。</li> <li>中学校の特別支援学級は、平成29年度に堀江中学校に開設し、市立全中学校(9校)への設置が完了し、目標値の100%を達成しました。また、特別支援学級在籍児童生徒数は、平成29年度178名から令和2年度201名となり、23名の増加になっている。</li> <li>通級指導教室は、小学校のことばときえの教室を2校3教室、中学校のLD・ADHD等通級指導教室は、拠点校1校と巡回校3校の計4校で指導が受けられるようになっています。令和2年度は、中学校のLD・ADHD等通級指導教室の巡回校として見明川中学校1校増と、中学生のきこえの相談教室を教育研究センターで開始し、多様な学びの場としての環境面の充実を図る。</li> </ul>	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学級の全校設置に向けて、学区内の状況や特別支援学級希望者等の把握を行い、設置する障がい種別などの必要性及び優先度を決定し、段階的に特別支援学級を設置していく。</li> <li>通級指導教室(ことばときえの教室、LD・ADHD等通級指導教室)を利用している、または、利用を必要としている児童生徒の状況に応じ、巡回での指導を拡充する。</li> <li>まなびサポート事業の就学相談は、小学校就学前の幼児を対象とし、また就学後の転籍等も柔軟に対応できるよう、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の多様な学びの環境の充実を図る。</li> </ul>

基本事業② 障がい者支援事業の推進（続き）

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援に関わる相談を実施します。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けた相談や支援を行った。来所による個別相談を223件(443回)〈内就学相談126件(301回)〉園・学校への訪問相談は493件(1,594回)行いました。まなびサポートチームの臨床心理士等の専門職による保護者相談のもと、園・学校の参観等を行い、子どもの状況を観察した。また、まなびサポートチームの医師等の意見を参考に就学先を検討することができた。就学後も継続して学校訪問等を行い、効果的な支援の充実を図った。</li> <li>・電話による予約を受け、相談は来所にて実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けた相談や支援を行った。まなびサポートチームの臨床心理士等の専門職による保護者相談のもと、園・学校の参観等を行い、子どもの状況を観察した。また、まなびサポートチームの医師等の意見を参考に就学先を検討することができた。就学後も継続して学校訪問等を行い、効果的な支援の充実を図った。</li> <li>・子ども発達センターと連携を図り、保護者の希望によっては、就学相談に三者での面談を実施した。</li> <li>・まなびサポートによる相談業務については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所による面談が難しい方には、電話での相談もできるよう工夫して対応した。</li> </ul>	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けた相談や支援を行う。まなびサポートチームの臨床心理士等の専門職による保護者相談のもと、園・学校の参観等を行い、子どもの状況を観察する。また、まなびサポートチームの医師等の意見を参考に就学先を検討していく。さらに、就学後も継続して学校訪問等を行い、効果的な支援の充実を図る。</li> </ul>

## 課題6. 性への理解と生涯を通じた健康の支援

### 施策の方向1 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます

#### 基本事業① 互いの性への理解促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
性差医療の情報収集・提供	女性外来等性差医療の情報収集・提供を行います。	多様性社会推進課	情報収集及び図書購入し、貸し出しを行いました。	B	現在、健康分野26冊、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ分野は16冊の蔵書があり、市民への貸し出しや、その他関連資料の閲覧を行いました。	現状維持	女性に限らない性差医療の情報収集及び提供を行います。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及に向け啓発を行います。	多様性社会推進課	うらやすP-Life男女共同参画ニュース(特集号)において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を取りあげました。	B	うらやすP-Life男女共同参画ニュース(特集号)の発行及び女性の健康管理をテーマとする講座を行いました。 H29「オトナ女子の美と健康セミナー」参加者17名(定員20名)	現状維持	引き続き、性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及に向け啓発を行います。

#### 基本事業② 多様な性への理解促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	多様性社会推進課	「性的少数者とスポーツ」を特集する情報紙を発行しました。 「うらやすP-Life男女共同参画ニュース」vol.21誰もがスポーツを楽しむために知っておきたいことを新聞折込にて配布しました。 発行部数 45,000部	A	性的少数者への理解を促進するため、情報紙の発行、ホームページ、広報紙での啓発を行いました。 また、令和2年度はパートナーシップ宣誓制度創設により理解促進を図るとともに、制度周知と併せて、市民・事業者向けのチラシやリーフレット等を配布し啓発を行いました。	強化	人権または多様性社会の施策の中で、市民をはじめ事業者、教職員への理解促進を図っていきます。

### 施策の方向2 生涯にわたる健康づくりを支援します

#### 基本事業① 健康づくりへの支援

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	男女問わず受診対象者全員に個別通知にて健康診断受診券を送付した。年度の途中には、未受診者に対し、受診勧奨の為の通知を送付した。	B	受診率向上のため、未受診者に対しハガキにて受診勧奨を行った。(受診者数) ・平成29年度 10,491人 4,940人 47.1% ・平成30年度 11,179人 5,351人 47.9% ・令和元年度 12,118人 5,598人 46.2% 令和元年度については、例年より10・11月の受診者数が伸び悩んでいたことが要因。	現状維持	受診率向上のため、引き続き未受診者への受診勧奨通知を行っていく。 勧奨対象については、過去の勧奨結果から勧奨対象者と勧奨内容を毎年検討する。

基本事業① 健康づくりへの支援（続き）

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診受診の促進をします。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん検診マンモグラフィ検査は健康センターで集団検診を年間75日(平日60日、土曜11日・日曜日4日)実施</li> <li>・乳がん検診超音波検査は健康センターで集団検診を年間46日(平日35日、土曜10日・日曜1日)実施</li> <li>・その他、12月7日に「乳がん×ラグビー！」イベント時、検診車でのマンモグラフィ検査を実施。(定員40名、申込者40名、受診者35名)</li> <li>・子宮頸がん検診は、個別検診を7医療機関で実施</li> <li>・乳がん検診は50歳、65歳の方、子宮がん検診は25歳、65歳の方に受診勧奨はがき送付</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受診環境を整えるため、乳がん実施回数、土日実施回数を増やした。</li> <li>・平成29年度 マンモ: 82回(土日12回) 超音波: 23回(土日6回)</li> <li>・平成30年度 マンモ: 86回(土日25回) 超音波: 24回(土日8回)</li> <li>・令和元年度 マンモ: 100回(土日21回) 超音波: 45回(土日16回)</li> <li>○受診率向上のため、未受診者に対しハガキにて受診勧奨を行った。(受診再勧奨対象者)</li> <li>【乳がん】 ・平成29年度: 1,285人(40歳) ・平成30年度: 2,866人(50歳代) ・令和元年度: 3,274人(40.50.65歳)</li> <li>【子宮がん】 ・平成29年度: 2,570人(25.40歳) ・平成30年度: 1,449人(25歳) ・令和元年度: 3,551人(25.40.65歳)</li> </ul>	現状維持	受診環境を整えることで、受診率向上を図るため、令和4年度より乳がん検診の個別化を進めていく。また、集団検診の会場を健康センターだけでなく、公民館等での実施を検討する。また、引き続き未受診者への受診勧奨通知を行っていく。勧奨対象については、過去の勧奨結果から勧奨対象者と勧奨内容を毎年検討する。
更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産休中の母親を対象とした産後ヨガ教室を企画し、産後の身体を整えつつ骨粗鬆症についての啓発を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により教室を中止した。</li> <li>・女性の健康週間の期間を加味し、期間近辺で2日(10～15組定員/日)企画した。</li> <li>・令和2年2月27日11組予約、帰国編入待ち1組。 20代3組、30代7組、40代2組</li> <li>・令和2年3月19日15組予約、キャンセル待ち4組。 20代1組、30代16組、40代2組</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 骨密度測定より要指導と評価された者を対象に、ロコモティブシンドローム予防啓発の教室案内を個別郵送。午前午後で各1回同日開催。</li> <li>・平成30年度 骨密度測定より要指導と評価された者を対象に、ロコモティブシンドローム予防啓発の教室案内を個別郵送。40～64歳、65歳以上で教室の内容を差別化。午前午後で各1回同日開催。</li> <li>&lt;参加者実績&gt; 平成29年度: 36人 平成30年度: 62人 40～64歳 28人 65歳以上 34人 令和元年度: 26組(中止)</li> </ul>	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期や会場を対象者が参加しやすいものとするため、毎年内容を検討する。</li> <li>・青年期からの啓発を目的に、SNSを活用した方法を検討していく。</li> </ul>
メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を推進します。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談先一覧を作成し、庁内外の関係機関、市内小中学校の全生徒へ男女問わず配布した。</li> <li>生きづらさを抱える人を支援する支援者を対象に研修を実施。</li> <li>ゲートキーパー養成講座を市民、市職員を対象に実施。</li> <li>いのちとこころの支援を推進していくため、庁内・外委員で構成される協議会、実務者会議を実施。</li> <li>つなぐ・つながる会を実施。(市のいのちとこころの支援に賛同してくれた市民の集まり)</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談先一覧の市内小中学校への配布: 令和元年度より開始。</li> <li>支援者研修会: H29～R1: 各1回(69人、76人、74人)</li> <li>ゲートキーパー養成講座: H29: 1回(62人) H30: 4回(145人) R1: 3回(107人)</li> <li>協議会・実務者会議: H29: 3回(67人)・2回(25人) H30: 3回(81人)・2回(82人) R1: 3回(82人)・1回(38人)</li> <li>つなぐ・つながる会: H30: 3回(36人) R1: 1回(21人)</li> </ul>	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談先一覧・相談先の掲載しているホームページの充実</li> <li>・支援者研修会</li> <li>・市民対象研修会</li> <li>・ゲートキーパー養成講座(職員・市民・ターゲット層)</li> <li>・協議会・実務者会議</li> <li>・つなぐ・つながる会</li> <li>上記のような取組を行いながら、市全体にいのちとこころの支援の考え方を普及する。また、生きづらさを抱えている方が相談しやすい、ほっとできる環境を目指す。</li> </ul>



基本事業② 妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	母子保健課	母子健康手帳交付数 ・新規交付 1,345件(妊娠届出数) ・追加交付 16件(多胎妊娠) ・他出生交付 16件 父子健康手帳交付数 1,412件(転入妊婦を含む)	A	母子健康手帳交付時は保健師が全数面接をし、妊婦からの相談に乗るなど妊娠中から不安の高い妊婦を把握し、地区担当保健師が定期的にフォローをしている。	現状維持	今後も引き続き、母子健康手帳交付時は保健師による全数面接を行い、妊婦の悩みに応じた相談に乗るほかフォローが必要な妊婦は継続的にフォローしていく。
妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	母子保健課	ウェルカム!!ベビークラス 回数 11コース/年 (3回1コース、9月2月は2回1コース) ※新型コロナウイルス感染症の影響から3月コース開催中止。 参加者 妊婦(実)285人、(延)648人、 パートナー(実)233人、(延)233人 ※対象 初妊婦677人、参加率42.1%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦とそのパートナーを対象に「ウェルカム!!ベビー」クラスを実施。第1回目、2回目は妊婦を対象に妊娠期から出産、新生児の特徴、産後の生活について講義、第3回目はパートナーと2人で参加し沐浴実践や妊婦疑似体験、産後の生活の変化について講義。妊婦同士の交流の場、友達作りのきっかけづくりに加え、産後の生活を夫婦で考えるきっかけづくりを促した。またフォローが必要な妊婦については地区担当保健師とともにフォローしている。	現状維持	今後も感染症対策を講じつつ、妊婦らが参加しやすいような環境づくりをしていく。夫婦で産後の生活や育児についてより考えていけるきっかけづくりになるようにワークや視覚媒体を取り入れながら内容を充実させていく。
新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	母子保健課	・新生児訪問指導 実 1,209件 延 1,446件 ・妊産婦訪問指導 実 1,213件 延 1,403件 ・助産師相談 29件	A	市内在住の妊産婦、または市内に里帰り中の妊産婦で訪問を希望する者に対し、妊娠・分娩・産後を通し、母親が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう支援することを目的とし、特にハイリスク妊婦の訪問指導と新生児訪問時の産婦への保健指導を通し、疾病や異常の早期発見・産後うつやマニティブルー等に悩む母親の精神的支援を行い、健全な母性の育成を図っている。必要に応じて地区担当保健師につなぎ、継続支援をしている。	現状維持	新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたうえで、例年通り事業展開していく。
育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	母子保健課	1) 育児相談 年 22回 H31年度 参加人数 実人数445人 延1222人 2) 離乳食クラス 年11回 H31年度 対象者数1240人 参加者合計641人 参加率51.7%(第1子参加率69%)	A	小さなことから専門的なことまで気軽に相談でき、定期的に身体計測のみでも利用できるような環境と個別相談では一人ひとりへ専門職が丁寧に対応しており、継続利用者も多い印象がある。離乳食クラスに関しては、離乳食の始め方について栄養士から説明をするほか、個別相談も行っている。	現状維持	新型コロナウイルス感染症予防のため、予約制とし人数制限をしたうえで例年通り事業展開していく。

## 課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

### 施策の方向1 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します

#### 基本事業① DVに対する正しい理解の促進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて、周知します。	多様性社会推進課	DV被害者に「DV被害者支援冊子」を配布しました。 また、市内公共施設等に定期的に啓発用のDV被害者相談支援カード、デートDV被害者支援カード、DV関係のリフレット等を配布し市民への啓発を行いました。	A	冊子やDV被害者支援カードを継続して配布しています。 令和2年度は、情報紙を発行し新聞折り込み、自治会、公共施設での配布を行うとともに、市役所市民ホールにおいてDV防止パネル展を開催しました。  「うらやすP-Life男女共同参画ニュース」vol.22それ、DVかもしれません 発行部数 44,500部	現状維持	7-1-①の1と4を統合し、DV・デートDVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、周知します。
二次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	多様性社会推進課	「DV対策推進のための職員研修会」を実施しました。  「DVの現状と子どもに及ぼす影響について」 中村三千香氏(南東京フェミニストセラピセンター相談員) 参加:73名	A	DV被害者に対してのサポート・支援について、職員研修を毎年、実施しました。  R2 参加57名	現状維持	DV被害の早期発見や二次被害の防止等に関して職員、支援者に情報提供や講習を行い、意識啓発を図ります。
加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	多様性社会推進課	DV関係の図書を購入するとともに、クリッピング等による新聞記事の情報収集、提供を行いました。	A	DV関係の図書を購入するとともに、クリッピング等による新聞記事の情報収集、提供を行いました。	現状維持	7-1-④-1と統合し、具体的な取り組みを「DVに関する情報の収集・提供」として、被害者支援、加害者更生に関する情報の収集・提供を行います。
デートDVに対する啓発の実施	中・高生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	多様性社会推進課	・DV被害者支援カード ひとりで悩んでいませんか 発行部数 2,000部 ・デートDV被害者支援カード それってデートDVかも 発行部数2,000部 を作成し、公共施設、商業施設の女性・男性用各トイレに設置しました。	A	DV及びデートDV被害者支援カードを公共施設、商業施設の女性・男性用各トイレに設置しました。デートDVに関する被害者支援カードについては、中学校(保健室)にも設置しています。	現状維持	7-1-①の1と4を統合し、DV・デートDVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、周知します。
デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	市立各小中学校の学校人権教育担当を対象に、8月に研修会を行った。研修会では、人権における諸課題を学ぶとともに、男女共同参画センターが作成し小学校4年生に配付した「P-LIFE」の活用を促進し、デートDVについて理解を深めた。	B	デートDVについて研修を行うことで、教職員の人権意識を高めるとともに、人権課題に対する理解を深めることができたことから、一定の効果があったと判定した。	現状維持	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施する。

基本事業② 相談の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	多様性社会推進課	・「女性のための相談」 月14日(うち5日は夜間相談) R1相談延べ人数:470人  ・「女性のための法律相談」 月2回 R1相談人数:62人	A	女性が抱える様々な問題を相談者自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行いました。  ・「女性のための相談」 R2相談延べ人数:361名  ・「女性のための法律相談」 R2相談人数:50名	現状維持	引き続き、専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。
母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、母子・婦人の生活等の相談及び自立に必要な指導・助言を行なっている。 令和元年度の母子家庭相談件数が3,232件、婦人相談件数が1,426件となった。	A	母子・婦人の相談件数も年々増加しており、市民への相談窓口として機能しており、相談者の支援、問題解決に成果が出ていると判定した。	現状維持	現在、母子・父子自立支援員兼婦人相談員3名体制で各種相談、就労支援、緊急避難等の対応を行っている。国の方針では、ひとり親家庭等の自立支援の推進については、就業支援専門員配置や母子父子自立支援員等の専門性の向上を求められていることから相談員体制の強化を進めていく。
相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	多様性社会推進課	相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	A	相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	現状維持	7-1-③-3と統合し、相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携を図り、必要に応じた支援に繋がります。
	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	相談内容で他機関と連携が必要となった場合は、相談者に適切な情報提供を行い、必要に応じて同行相談・案内を行う。配偶者からのDV相談を受けた際は、二次被害に配慮しながら十分な聞き取りを行い、安全確保への助言指導を行い、保護が必要なケースについては県の女性サポートセンター、民間シェルターや母子生活支援施設などと連携をとり、安全確保と自立に向けた支援を行った。	A	相談対応においては他機関との連携は円滑に行われている。またDV被害等で避難をしている施設と定期的な情報交換や面談を行うなど関係機関との連携が図られている。	現状維持	今後も市内・市外等の相談・支援機関との連携に努め、「母子・婦人相談」「女性のための相談」を円滑に運営していく。
男性のための相談の検討	男性のための相談窓口の設置を検討します。	多様性社会推進課	近隣市の実施状況の調査を行いました。	B	男性のための相談窓口の設置について、近隣市の実施状況について調査を行いました。また、男女共同参画推進会議の際に「男性の相談窓口の設置」について意見を伺い検討課題としました。	現状維持	男性や男性以外の相談のニーズ、相談の形式等を検討します。

### 基本事業③ DV被害者に対する救済支援

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
緊急避難時における支援	緊急避難時の手続を支援します。	子ども家庭支援センター	婦人の緊急避難人数:1人 母子の緊急避難人数:37人	A	・関係部署や民間支援団体等の協力を得て緊急避難における支援や避難に繋げることができ、十分な効果があった。 ※本取組については、これまで子ども家庭支援センターの調査対象ではなかったが、一部多様性社会推進課からの事業移管を受けて、今回から調査対象となったもの	現状維持	・これまでと同様に関係部署や民間支援団体等と協力し、婦人や母子の緊急避難時における支援を継続していく。
緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	子ども家庭支援センター	・緊急避難時における助成対象者はいませんでした。	C	・これまで緊急避難時者の助成はありませんが、避難場所が無く所持金が避難者に対しての助成としては有効である。	現状維持	・避難場所が無く所持金が避難者に対しての助成としては有効であることから今後も継続していく。
住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	DV被害者の安全を守るため、本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行いました。 令和元年度実施件数 96件	A	本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行いました。	現状維持	これまでと同様に、本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行いました。
関連機関との連携	DVの防止強化、被害者救済に関して、関係機関との連携を強化します。	多様性社会推進課	相談内容、必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。また、庁内連携する際には支援先に電話し、窓口職員が付き添いました。	A	相談内容、必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。また、庁内連携する際には支援先に電話し、窓口職員が付き添いました。	現状維持	7-1-②に統合します。

### 基本事業④ DV被害者に対する自立支援の強化・拡充

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
DV被害者に対する情報提供	DV被害者に対して、自立に向けた各種情報を提供します。	多様性社会推進課	DV被害者支援のためのリーフレットやチラシ等を相談員を通じての情報提供を行いました。	A	DV被害者へ庁内各課・関係機関からの必要な情報等を提供できるようリーフレットやチラシ等の充実をはかりました。また、相談時に相談員を通じての情報提供を併せて行いました。	現状維持	7-1-1-③に統合します。
DV被害の支援者(アドボケート)への助成	同行支援等を行うDV被害の支援者(アドボケート)への助成をします。	子ども家庭支援センター	・DV被害者の同行支援等については、母子父子自立支援員が対応した。他支援者での対応が発生していないため助成をしてない。対象世帯・母子3世帯の支援を行った。	B	・緊急避難の対応及び関係機関との調整については、母子父子自立支援員及び職員で対応が出来ている。	終了	
民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成をします。	子ども家庭支援センター	・民間ステップハウスへの入所が無く相談料の助成はありませんでした。	B	・民間ステップハウスの定員等により入所が出来ない場合もあるため、民間施設以外の公的機関を含めた他関係機関施設も活用することで緊急避難の対応が出来ている。	終了	
民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	子ども家庭支援センター	・民間ステップハウス1事業者に運営における負担金を実施している。	A	・母子世帯でない女性単身の避難場所として、民間ステップハウスの存在は重要な役割を担っている。	現状維持	・今後においても緊急対応の支援先として民間ステップハウスとの事業は継続をしていく。
生活保護に関する相談・支援	生活を保障し自立を支援します。	社会福祉課	対象の方には、その方の状況に応じて、寄り添った支援を心がけるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、情報共有を図り、自立へと促してきました。	B	DV相談などの相談は、慎重、丁寧に行いながら、その方が自立に向かうべく寄り添った支援を行って来ました。	現状維持	今後もDV相談などにおきましては、慎重、丁寧な相談を行いながら、自立へと支援していきます。
市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課	広報やHPによる市営住宅入居手続き等の周知のほか、個別の相談に対応した。	A	DV被害者の自立を支援するため、公営住宅に関する相談に応じたほか、必要に応じて関係機関の紹介等を行った。	現状維持	市営住宅入居のための相談・支援をします。

施策の方向2 セクシャル・ハラスメント/パワー・ハラスメントの防止対策を強化します  
基本事業① 市役所におけるセクハラ/パワハラ防止対策の強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
市職員のための相談の実施	職員の中から、「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	職員の中から所属のバランスを考慮しハラスメント相談員20名(男性9人、女性11人)を任命し、任命式及び研修を実施しました。	B	ハラスメント相談員が、職場の人間関係などに悩んでいる職員から相談を受け、早期解決や未然防止につなげることで、職員相互が対等な関係で快適に働くことができる職場環境を維持していると考えます。身近に居る相談員の認知度を上げつつ、相談員の対応力の向上を図っていきたくと考えます。	現状維持	職員の中から、「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。
セクハラ/パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	管理職を対象に、所属における長の役割やラインケアの基礎知識の理解や、職員のメンタル不調の未然防止を目的とした研修を実施しました。	B	ストレスチェック制度の集団分析結果を活用した内容で、部や所属ごとの課題を踏まえた研修とすることができたと考えます。職員のメンタル不調の原因が、様々な要因や複数の関係者にまたがるケースである場合があるなど、それらに対応する職員・組織の意識や対応方法等の向上に取り組んでいく必要があると考えます。	現状維持	セクハラ/パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。

基本事業② 事業者におけるセクハラ/パワハラ防止対策の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
事業者へのセクハラ/パワハラ防止対策の推進	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についての啓発冊子等を配布します。	商工観光課	広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	B	ホームページ掲載や窓口へのパンフレット設置により情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についての啓発冊子等を配布する。

基本事業③ 教育の場におけるセクハラ/パワハラ防止対策の充実

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	令和元年度は、全ての小中学校(小学校17校、中学校9校)に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、教職員に周知しました。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。
児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施しています。令和元年度、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置している学校は、小学校17校、中学校9校で、すべての学校に設置されています。「教育相談箱」を設置している学校は、小学校16校、中学校7校です。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。
セクハラ/パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての教職員研修を実施します。	学務課	全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施しています。また、県教育委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配布し、それをもとに職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図っています。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。

施策の方向3 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します

基本事業① 虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭総合支援拠点を設置運営し、児童虐待対応を実施しました。児童虐待相談受付件数469件	A	要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催し、要保護児童の情報共有をし連携協力をして、迅速かつ適切な対応を行いました。また、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効性のある役割を果たすために、要保護児童対策調整担当者を配置しました。	現状維持	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、多くの機関と適切な連携下対応できるように、要保護児童対策地域協議会を実施します。
	同上	障がい事業課	非常勤相談員を2名配置し「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行いました。	A	・障がい者権利擁護センターにおける虐待の相談・通報件数は開設当初から増加傾向であり、関係機関との連携を促進してきた成果の一つである。	現状維持	・非常勤相談員を配置し「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行う。
	同上	中央地域包括支援センター	令和元年度 高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 73件 うち虐待と認定したケース 30件	A	市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発、講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布、市職員を対象に虐待対応研修を行った。また、高齢者の養護者による虐待について通報窓口を設置し、実態の把握に努め対応できた。	現状維持	虐待を受けている高齢者を早期に発見するため、虐待通報窓口の周知徹底に努め、迅速な対応を専門的・継続的な視点から行います。
虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	子ども家庭支援センター	・PR用チラシなど啓発物資の配布 ・オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止推進月間)における啓発活動 駅前啓発、オリエンタルホテル・パルドラル浦安・エノマース・ボイスとコラボで活動 広報うらやす・行政放送番組で特集 ・プレパ・ママクラスの開催	A	より、多くの方に周知できるよう、児童虐待のホームページを充実させました。またコロナ禍で講座定員を縮小して実施していますが、併せてYouTube配信で講座を実施することで、多くの方が視聴できています。	現状維持	令和2年4月1日に改正された児童虐待防止法を受けて「体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいけるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行います。
	同上	子ども課	児童福祉週間(5月5日～11日)に合わせ、小中学校の新入生全児童に「浦安市の子どもをみんなで守る条例」啓発のリーフレットを配布しました。	A	新入学生の全児童に配布することができています。	現状維持	令和2年度より、子ども家庭支援センターにて配布を行っています。
	同上	障がい事業課	・市内小学校4年生を中心に福祉教室で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布し、周知啓発を行った。 ・障がいと障がいのある人への理解を深めるために、11月2日(土)に駅前会場イベント「第5回 障がいのある人もない人も！ともにかがやくまち うらやす」を開催した。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催した。	B	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から周知・啓発に制限があったが、一定の効果はあったものと考えられる。	現状維持	・条例の周知や障がい理解の促進を目的として、障害者週間記念イベントを実施していきます。 ・条例等の内容を盛り込んでいる「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を市内小学校4年生を対象に配布します。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催します。
同上	中央地域包括支援センター	令和元年度 5月20日高齢者虐待防止研修会38人参加 6月 浦安市高齢者虐待防止・対応マニュアルの配布	B	市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発、講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布、市職員・介護サービス事業所職員等を対象に虐待対応研修を行った。また、関係機関(介護サービス事業所・医療機関・相談機関・庁内関係各課)へ浦安市高齢者虐待防止・対応マニュアルの配布を行った。	現状維持	高齢者虐待防止・早期発見のため、高齢者虐待に関するパンフレットの配布・研修会を行います。また、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活が続けることができるように、高齢者と養護者の相談対応を行います。	

基本事業② 虐待防止に向けた相談・救済体制の整備

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	多様性社会推進課	相談者の抱える問題や家族構成等を考慮しながら、庁内関係部署や関係機関と連携し、相談者の問題解決のための支援を行いました。	A	相談者の抱えているさまざまな問題を考慮しながら、庁内関係部署や関係機関と情報を共有し、相談者の問題解決ため連携を行いました。	現状維持	相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。

## 課題 8. 推進体制の強化

### 施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します

#### 基本事業① 男女共同参画推進会議の運営

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画推進会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	多様性社会推進課	男女共同参画推進会議を2回開催し、本市の男女共同参画に関する施策・事業について意見交換を行いました。	A	男女共同参画社会の実現に向け、施策・事業を総合的・効果的に推進するための意見交換を行いました。	現状維持	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を開催し、事業調査の報告や意見交換を行います。

#### 基本事業② 庁内推進体制の強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画庁内推進会議の開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	多様性社会推進課	男女共同参画庁内推進会議を2回開催し、本市の男女共同参画に関する施策・事業について検討しました。	A	男女共同参画社会の実現に向け、施策・事業を総合的・効果的に推進するため、施策・事業について検討しました。	現状維持	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を開催し、事業調査の報告や意見交換を行います。
講座の企画・準備・実施における庁内連携	男女共同参画推進に向けた各種講座開催に際して、男女共同参画センターと各種講座を開催する担当課との間に意見・情報交換をする場を設置し、より効果的な講座の充実を図ります。	公民館	<中央公民館> ・講座「わたしらしく頑張りすぎない育休復帰」対象：子育て中の女性2人 ⇒ 課題2-3-②と同様 <高洲公民館> ・「性別」って何だろう～見えない、見せないしんどさを抱える子どもに寄り添う～」1回13人 ⇒ 課題2-3-②と同様	A	H29から令和元年度において男女共同参画センターとの共催は中央公民館、日の出公民館、高洲公民館とで開催した。開催にあたり、互いに協議を十分に行い実施している。このことから、事業数は少ないが十分に達していると判断した。  ※現在(令和2年度)は新型コロナの影響で、講座が中止が多い	現状維持	男女共同参画推進に向けた各種講座開催に際して、多様性社会推進課(旧男女共同参画センター)と各種講座を開催する担当課との間に意見・情報交換をする場を設置し、より効果的な講座の充実を図ります。
		中央図書館	・男女共同参画センターより雑誌「婦人公論」のバックナンバーを譲り受け、図書館の蔵書として情報提供をしました。 ・例年は男女共同参画センターのパンフレットや機関誌を中央図書館に設置、配布、関連書籍の展示をしていましたが、大規模改修工事のため中央図書館が休館しており、実施しませんでした。	A	関連書籍の収集、展示は中央図書館を中心に十分行ってきています。講座に関しては今後取り組む課題と言えますが、資料に関しては、学生や関心のある市民の利用もあり、一定の効果が見られます。	強化	男女共同参画推進に向けた各種講座開催に際して、多様性社会推進課(旧男女共同参画センター)と各種講座を開催する担当課との間に意見・情報交換をする場を設置し、より効果的な講座の充実を図ります。また、展示や資料紹介について、よりいっそう力を入れ、講座については、ワークスペースの活用の一環としても検討していきます。
		市民大学	双方の講座の情報共有、周知について連携して実施しました。また、講座内容を検討する際に、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」を参考資料としました。	A	「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」に沿った講座内容となるよう検討したため。	未定	まちづくり活動プラザ運営検討委員会の中で市民大学校の今後の方針を検討するため未定。
		多様性社会推進課	公民館と共催で「女性学講座」(全3回)を開催しました。また、公民館等の担当者と講師や講座についての情報交換を行い講座の充実を図りました。	A	公民館と共催で講座を開催しました。また、公民館等の担当者と講師や講座についての情報交換を行い講座の充実を図りました。	現状維持	具体的な取り組みを「男女共同参画推進のための庁内連携」をし、担当課との意見・情報交換等を行います。



### 基本事業③ 男女共同参画センターの機能強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	多様性社会推進課	千葉県男女共同参画に関係する会議や、センター会議等に参加し、センター機能の充実や、各センターの事例について近隣市と情報交換等を行いました。	A	千葉県の男女共同参画に係る会議や、センター会議等に参加し、センター機能の充実や、各センターの事例について近隣市と情報交換等を行いました。また、令和2年度は、パートナーシップ宣誓制度に関する視察や、全国自治体へ電話での調査を行いました。	現状維持	8-1-③-1、8-2-②-1、8-2-③-1を統合し、国・県・自治体等の情報を収集し、男女共同参画を取り巻く社会情勢や先進事例の調査・研究を行います。
男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報提供等を実施します。	多様性社会推進課	男女共同参画センターの主催事業において、開催する講演会、イベント等に、センターの案内等を配布しました。また、市役所内でのパンフレットの設置や、地域の情報誌等への掲載も行いました。	A	男女共同参画センターの主催事業において、開催する講演会、イベント等に、センターの案内等を配布しました。また、市役所内でのパンフレットの設置や、地域の情報誌等への掲載も行いました。	現状維持	引き続き、男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報提供等を実施します。
市民との交流の場づくり	男女共同参画センターの事業を通じて、市民との交流の場を設け、市民と協働で実施します。	多様性社会推進課	交流スペースを設け、学習・交流の場を提供しました。	B	交流スペースを設け、学習・交流の場を提供しました。	現状維持	8-1-③の3と4を統合し、具体的な取り組みを「交流・ネットワークづくり」とし、男女共同参画に関する活動をする団体のネットワークづくりと、交流の場の提供を行います。
男女共同参画推進へのネットワークづくり	市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	多様性社会推進課	近隣市担当者との情報交換等を適宜行いました。	B	4団体が登録し、それぞれ活動しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため団体同士連携を図る取組みは進んでいない。	現状維持	8-1-③の3と4を統合し、具体的な取り組みを「交流・ネットワークづくり」とし、男女共同参画に関する活動をする団体のネットワークづくりと、交流の場の提供を行います。

### 施策の方向2 男女共同参画に関する調査・研究を行います

#### 基本事業① プラン改定時における男女共同参画に関する意識実態調査の実施

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
市民を対象とした調査の実施	市民を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	多様性社会推進課	実施なし	A	令和2年度に市民意識調査を実施しました。(男女共同参画プランの策定、改訂の前年に実施している)	現状維持	8-2-①の1～3を統合し、市民・事業所等を対象とした調査を行います。
職員を対象とした調査の実施	職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	多様性社会推進課	実施なし	A	令和2年度に職員意識調査を実施しました。(男女共同参画プランの策定、改訂の前年に実施している)	現状維持	8-2-①の1～3を統合し、市民・事業所等を対象とした調査を行います。
市内事業者を対象とした調査の実施	事業所を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	多様性社会推進課	実施なし	A	令和2年度に事業所調査を実施しました。(男女共同参画プランの策定、改訂の前年に実施している)	現状維持	8-2-①の1～3を統合し、市民・事業所等を対象とした調査を行います。

#### 基本事業② ジェンダー統計の収集・提供

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	多様性社会推進課	国・県・研究機関や各種団体が発行した冊子や情報誌の収集を行い、情報提供を行いました。	B	国・県・研究機関や各種団体が発行した冊子や情報誌の収集を行い、情報提供を行いました。	現状維持	8-1-③-1、8-2-②-1、8-2-③-1を統合し、国・県・自治体等の情報を収集し、男女共同参画を取り巻く社会情勢や先進事例の調査・研究を行います。

### 基本事業③ 男女共同参画条例の調査・研究

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	多様性社会推進課	他市の状況等について情報収集を行いました。	B	他市の状況等について情報収集を行いました。	現状維持	8-1-③-1、8-2-②-1、8-2-③-1を統合し、国・県・自治体等の情報を収集し、男女共同参画に巻き込む社会情勢や先進事例の調査・研究を行います。

### 施策の方向3 課題解決に向け計画の進行管理を強化します

#### 基本事業① 計画の進行管理の強化

具体的な取組	取組内容	担当部署	令和元年度実施結果	改訂第2次プラン(平成29年度～現在)		第3次プラン(令和4年度～令和13年度)	
				過去3年間の評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容
計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実に事業の執行に向け進行管理を行います。	多様性社会推進課	各課が取り組む121事業の進捗状況を把握するために、庁内事業調査を実施しました。	B	総合的かつ効果的に推進されているか把握し14部局の次長で構成している男女共同参画庁内推進会議で検討しました。	現状維持	男女共同参画社会の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画庁内推進会議において、関連する施策事業の進行管理及び課題解決を行います。